

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2011年2月号(J138)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 米クアルコムが約10億米ドルで台湾に「ミラソル」ディスプレイ工場新設
- 02 5年以上に及ぶ米AMIと韓ジュソンの特許権侵害訴訟、第一審はAMI敗訴
- 03 「ミニッツメイド」立体商標が再審査へ、登録に光明
- 04 「Intel」商標争議 広浜が第三次差戻審で敗訴
- 05 「一字違いは問題なし」、韓国企業が知的財産局に勝訴
- 06 「洋蔥頭（タマネギ頭）」商標戦、原作者が敗訴
- 07 商標政府料金の新基準 2011年2月1日から実施
三大変革で不必要な出願を回避
- 08 商品標示法改正案の第三読会通過 「台湾生産標章」に法的依拠
- 09 陳天恩海賊版グループに1.52億新台幣ドルの罰金
- 10 「月亮代表我的心」の原作者、著作権を奪回
- 11 台仏租税協定 2011元旦に発効
- 12 台湾、技術革新力指標で好成績
- 13 BERIの2010年第3次「投資環境リスク評価報告」
台湾の投資環境はアジアで2位

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

特許法を論じる上での「分割出願」の概念—最高行政裁判所89年度判字第2665号判決も併論

02 著作権関連

新台湾ドル5千萬元を請求されたが、5千元の賠償とした判決

03 公平取引法関連

公平交易法における事業者の定義及び潜在的競争概念について－最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決に対する簡単な評論

今月のトピックス

J110104X5

01 米クアルコムが約 10 億米ドルで台湾に「ミラソル」ディスプレイ工場新設

世界の通信設備大手、クアルコム（Qualcomm）は初の対台湾投資計画を始動している。同社は今年約 10 億米ドル（約 300 億新台湾ドルに相当）を投じて、中小型サイズの「ミラソル（Mirasol）」反射型ディスプレイ工場を新設する。世界初の中小型「ミラソル」ディスプレイ工場が建設されるのは、新竹サイエンスパークに属する龍潭サイエンスパークで、次世代製品を発展させていく計画。

台湾は世界 ITC 産業の重要な生産基地であり、世界 ITC 製品にとって重要な指標となる市場でもある。クアルコムは世界の通信設備業界をリードする企業であり、台湾の ITC 業界とは密接な提携関係を築いている。近頃電子ブックリーダー等のハンドヘルドデバイスの需要が高まるのにもない、クアルコムでは次世代ディスプレイの開発に力を入れ、マイクロ-電子-機械システム(MEMS)技術を基盤にして消費電力が低く、反射率が高い「ミラソル」パネルの開発に成功した。

クアルカムの画期的な「ミラソル」ディスプレイ技術は台湾ディスプレイ産業チェーンをさらに成熟させ、台湾フラットパネルディスプレイ技術向上の一助となり、台湾の次世代ディスプレイ産業発展に有利となるだろう。(2011.01)

J110124Y1

02 5 年以上に及ぶ米 AMI と韓ジュソンの特許権侵害訴訟、第一審は AMI 敗訴

世界のパネル生産設備大手サプライヤである米アプライドマテリアルズ社（Applied Material, Inc.、以下「AMI」）と韓国のジュソンエンジニアリング（Jusung Engineering Co.,Ltd.、以下「ジュソン」）は 5 年以上にわたって特許権侵害をめぐる法廷で争っている。新竹地方裁判所は第一審でジュソンに勝訴を言い渡した。【新竹地方裁判所民事判決-93 重智 3】

AMI 側は、ジュソンが奇美電子（Chimei Innolux Corporation）に対して販売した設備は明らかに AMI の特許権を侵害しているとして、ジュソンによる奇美電子への販売を差し止める旨の仮処分を請求するとともに、ジュソンに対して特許権侵害による損害賠償 1 億 7,820 万新台湾ドルを請求する訴訟を提起していた。

新竹地方裁判所は最近、AMI はその特許の範囲を拡大解釈しており、特許法の関連規定に反するとして、AMI に敗訴を言い渡すとともに、AMI のすべての請求を棄却した。本件はさらに知的財産裁判所へ上訴することができる。(2011.01)

J110104Y2

03 「ミニッツメイド」立体商標が再審査へ、登録に光明

經濟部知的財産局が米ザ コカ・コーラ カンパニー（以下、コカ・コーラ）の「ミニッツメイド（Minute Maid）」立体商標登録を認めなかったことに関わる行政訴訟について、知的財産裁判所は知的財産局が出願案件審査時に十分に斟酌しなかったとして、知的財産局による処分を取り消した。【知的財産裁判所行政判決 99 行商訴 147】

判決書によると、コカ・コーラは「Minute Maid Bottle」で立体商標を出願したが、知的財産局は同商標の図案が飲料又は酒等の液体食品容器として汎用されており、当該立体商標を他

者の商品と区別することができず識別性がないとして拒絶査定とした。コカ・コーラはこれを不服として訴願を提起していたが棄却されたため、すぐに行政訴訟を提起した。

コカ・コーラ側の主張によると、本件の商標図案は出願者自身が創作したもので、ボトル上部の外観及びサイズは皮を剥いたオレンジのようなユニークな創意を強調しており、市場にこのようなデザインのボトルはみられず、オレンジジュース等のジュースを販売することで、商標は先天的な識別性をそなえている。

知的財産裁判所は審理の結果、ボトル上部の皮を剥いたオレンジのデザインは通常のボトルとは異なり、95%が当該ボトルでミニッツメイドであると識別できたという識別性の市場調査結果もあるため、知的財産局の処分取消の判決を下すとともに、知的財産局に対して裁判所の見解に基づきミニッツメイドのボトル商標の再審査を行うことを要求した。(2011.01)

J110107Y2

04 「Intel」商標争議 広浜が第三次差戻審で敗訴

台湾籍の貿易海運業者である広浜国際有限公司（以下、広浜）は同社の英語名「Intel-Trans CO.,LTD」で対外的に業務内容を宣伝し、その商標を登録していた。このため米インテル社と広浜との間で数年にわたって「Intel」商標の争議が続いており、これまで勝敗が入れ替わっている。しかしながら知的財産裁判所は第三次差戻審において広浜に再び敗訴を言い渡した。【知的財産裁判所-99 民商上更(三)3】

広浜はインテルが商標登録している「Intel」を英語名として用い、対外的に営業の主体と出所を表示する標識としており、これは商標法の商標権侵害に関する規定に違反している。同時に、広浜はインテルが登録している商標を自社サービスの標識として用いているため、関連する消費者にインテルの商品又は役務と誤認混同させるおそれがあるため、これは不正競争にあたり、公正取引法における不正競争禁止の規定に反する。

広浜の対外業務はインテルが使用する「Intel」商標の指定役務と同じであるため、この役務に関わる消費者に関して貿易上の競合関係が発生し、且つ消費者に誤認混同させる結果をまねく。広浜のこのようなやり方は公正取引法の不正競争禁止規定に反する。(2011.01)

J110106Y2

05 「一字違いは問題なし」、韓国企業が知的財産局に勝訴

一字違いの商標でも問題ない…韓国の喜來健股份有限公司（CERAGEM Co.,Ltd.、以下「喜來健」）が「Goodle」商標を登録出願したが、知的財産局より拒絶査定を受けた為、行政訴訟を提起した。知的財産裁判所は2011年1月5日、知的財産局に対して原処分取消を命じる判決を下した。【知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 163】

判決書によると、喜來健は血圧計、紫外線ランプ治療機器等の医療向け及び非医療向け物理療法機器を生産しており、2008年に経済部知的財産局に対して「Goodle」商標登録を出願し、血圧計、物理療法機器、マッサージ機等の医療用商品・役務での使用を指定した。しかし知的財産局は著名サーチエンジン「Google」の商標と文字の構成が類似しているため、商標法第23条の規定に基づいて拒絶査定を行った。

喜來健はこれを不服として訴願を提起したが棄却されたため、知的財産裁判所に行政訴訟を提起し、勝訴の判決が下された。(2011.01)

J110110Y2

06 「洋葱頭（タマネギ頭）」商標戦、原作者が敗訴

図案「洋葱頭（タマネギ頭）」の原作者である劉順龍氏によると、「洋葱頭」は6年前に描いたもので、MSNで心情を表すイラスト（絵文字）として使われてきた。ネット利用者の間で急速に広まり、有名デザイナーのエージェントである香港の豊朵国際有限公司（FullTone Art Co., Ltd、以下「豊朵」）の目に留まった。豊朵は劉氏と関連商品の開発について交渉を行ったが、双方は商標登録の問題を法廷で争うことになった。

原作者である劉氏側によると、豊朵国際は自分の同意を得ずに「洋葱頭」商標登録を出願したため、知的財産裁判所に対して行政訴訟を提起した。【知的財産裁判所行政判決 99 行商訴 150】

裁判官は、劉氏が豊朵に商標出願を許諾する同意書を捏造されたとも主張しておらず、豊朵による著作権侵害の確定判決も提出していないことを理由に、劉氏に敗訴を言い渡した。（2011.01）

J110125Y2

07 商標政府料金の新基準 2011年2月1日から実施 三大変革で不必要な出願を回避

新たな「商標政府料金調整プラン」が2月1日から実施される。三つの大きな変革には、商標出願料を指定商品の「累計項目数」で計算すること、電子出願に対する優遇措置を提供すること、更新登録料を全額払い戻しできること等が含まれる。これらによって、出願料が同じだからといって不必要な商品や役務まで商標出願が行われることを回避し、商標使用精神の実現を目指す。

今回の「商標規費收費準則（商標政府料金準則）」改正条文第2条、第4条、第8条はすでに2010年12月27日に公布され、2011年2月1日に施行されることになっている。改正のポイントは以下の通り。

1. 商標又は団体商標の出願料の徴収方法

従来は等級又は区分を料金計算の基礎としていたが、第1～第34区分の商品での使用を指定する場合は同一区分内の商品が20項目までは1区分当たり（以下、同じ）3000新台幣ドル、その後1項目増える毎に200新台幣ドル加算する方法に変更されている。第35～第45区分のサービスでの使用を指定する場合は1区分当たり3000新台幣ドルを維持する。ただし第35区分の特定商品の小売サービスでの使用を指定する場合、5項目を超過した部分について1項目当たり500新台幣ドルを加算する。

2. 電子出願の出願料割引

出願人が電子出願を行う場合、出願料を1件当たり300新台幣ドル割り引く。また電子出願システムにおいて商品又は役務の参考名称を記入した場合は、1区分あたり300新台幣ドルをさらに割り引く。しかしながら団体標章又は証明標章の登録を出願する場合は、その表示する内容が出願人の組織、会員の会籍、又はその証明事項を含み、指定商品・役務区分の計算には関係がないため、電子出願システム内で商品又は役務の参考名称記入に対する割引は適用されない。

3. 更新登録料の払い戻し規定の追加

商標権の有効期限満了前6ヵ月以内に更新登録を出願する際に納付する更新登録料4000新台幣ドル、或いは有効期限以後6ヵ月以内に更新登録を出願する際に納付する8000新台幣ドルのいずれに関わらず、更新登録が許可される以前に出願を取下げた場合はすでに納付した更新登録料全額を払い戻しすることができる。（2011.01）

J110111Y2

08 商品標示法改正案の第三読会通過 「台湾生産標章」に法的依拠

「商品標示法」第9条文改正案が10日、立法院の第三読会で可決通過した。今後原産地が台湾であると認定された商品に「台湾生産標章（台湾製マーク）」を表示できるようになる。原産地の認定や標章デザイン等については經濟部が別途定めることになっている。

両岸経済協力枠組協定（ECFA）の実施以降、中国製品が大量に台湾市場に参入し、台湾はその影響を受けている。このため商品標示法第9条に「台湾生産標章」に関する項目を追加した。今後台湾消費者は「台湾生産標章」で商品の内容を明確に識別し、商品の原産地を確認できるようになり、台湾製品購買の奨励につながる。

「台湾生産標章」は生産地不明や悪質な商品という問題の改善を促すことができる。しかしながら、今回の改正案では原料生産地の標示が盛り込まれておらず、本改正案を提出した立法委員は次会期に改正案を提出し、商品の成分と材料の原産地も規定に盛り込む予定だとしている。(2011.01)

J110106Y3

09 陳天恩海賊版グループに1.52億新台幣ドルの罰金

2003年中国、台湾、米国を含む13カ国を騒がせた陳天恩海賊版グループが米マイクロソフトから刑事告訴されたほか、賠償請求額3億6,281万新台幣ドルに上る附帯私訴を提起されていた。【知的財産裁判所刑事附帯民事判決-98重附民上3】

知的財産裁判所は先日、被告である陳天恩、宝成国際公司及び宝統国際公司（E&J Technology Inc.、以下「宝統国際」）、並びにそれに所属する会社幹部4名に総額1億5,256万新台幣ドル余りと2005年から賠償金支払い日までの年利5%金利を併せて支払うよう命じる判決を下した。

判決書によると、被告である陳天恩、宝統国際、宝成国際の許憲堂総経理、展聖電子の劉作聖は連帯でマイクロソフトに対する3,814万新台幣ドル余りの賠償金を支払わなければならない。またさらに宝成国際には3,814万新台幣ドル余りの賠償金、宝成国際の業務経理（営業部長に相当）である劉彦宏には7,628万新台幣ドル余りの賠償金をそれぞれ連帯でマイクロソフトに支払うことを命じた。(2011.01)

J110112Y3

10 「月亮代表我的心」の原作者、著作権を奪回

「月亮代表我的心」等流行歌の作詞家である孫儀氏は、2年前に自らが創作した100曲以上の歌詞著作権の名義が自分ではなく所属していた麗歌唱片公司（Leico Record Factory Co., Ltd.、以下「麗歌」）になっていることを見つけた。孫氏は100曲以上の歌詞著作権を取り戻すため知的財産裁判所に対して訴訟を提起し勝訴した。本案件はさらに上訴できる。【知的財産裁判所民事判決-99民著訴37】

孫儀氏は2010年9月知的財産裁判所に著作権不存在確認訴訟を提起した。一昨年台北地検署は麗歌が告訴していた香港の歌曲著作権代理会社による著作権侵害案件を調査するため、孫氏に台湾で出廷し証言するよう召喚した際、孫氏は自分とそのパートナーである翁清溪が署名したとされる「著作権移譲証明書」で麗歌が歌曲著作権所有者として登録していることを発見した。

裁判所は孫儀に勝訴を言い渡した。判決理由として、孫儀が著作権を麗歌に移譲していないと主張し、移譲証明書への署名も否認していることを挙げている。(2011.01)

J110101Y8

11 台仏租税協定 2011 元旦に発効

財政部と外交部は 2010 年 12 月 31 日、台湾はフランスと租税協定を締結し、2011 年元旦に発効となると発表した。これはハンガリーに次いで 20 番目に台湾が締結した全面的な所得税協定となった。同協定によって台湾企業はフランスでより良い経営環境と平等な租税待遇を得ることができ、台湾もフランスからの投資を誘致し、国民の就業機会を創出できると期待されている。

敗政部の説明によると、台仏租税協定は 30 カ条から成り、主な内容には、営業利益に対する課税権の帰属、国際運輸業務における利益の所得税相互免除、受益者が一方に居留する場合は所得源泉地国が配当金、利息、権利金などの所得について適用する源泉徴収率を 10%にまで引き下げること、二重課税排除のためにみなし外国税額控除を採用し、直接税額の控除に限ること、等が含まれる。

外交部によると、台湾とフランス双方は 2010 年 12 月 24 日に「台仏租税協定」を締結し、2011 年元旦から発効する。フランスは台湾にとって欧州では 5 番目の規模を持つ貿易相手国であり、明基電通、大衆電脳、宏達電子、華碩、明基等 60 社余りがフランスに現地法人を設立しており、租税協定発効後、台湾企業はフランスでより良い経営環境と平等な租税待遇を得ることができる。

さらに、同協定締結は台仏間の経済・貿易・投資における大きな進展を象徴するものであり、今後双方の投資、貿易、資金の往来、科学技術交流、税務協力に大きな利益をもたらし、フランス企業の対台湾投資誘致に有利になると期待されている。(2011.01)

J110109Y8

12 台湾、技術革新力指標で好成績

行政院経済建設委員会によると、知識経済時代において技術革新力（イノベーション能力）は国家の生産力向上と経済成長の重要なファクターであり、国家競争力を示す指標とみなされている。経済協力開発機構（OECD）が 2010 年 12 月に発表した「科学・技術・産業アウトック 2010（OECD Science, Technology, and Industry Outlook 2010）」によると、OECD 加盟国と新興経済体は今後、技術革新領域への投資と関連政策の推進を継続し、経済成長を後押しする。世界の主要経済体が技術革新へ投資している状況に対応して、台湾も技術革新への投資を強化して競争における優位性を確保する必要がある。

さらに同委員会によると、欧州ビジネス・スクール（EBS）と世界経済フォーラム（WEF）が近年発表した報告書によると、台湾は技術革新力指標と特許件数の指標で好成績を収めている。

EBS が 2010 年 11 月に発表した「The Innovation for Development Report 2010-2011」（表 1 を参照）によると、台湾の「イノベーション能力指数（Innovation capacity index ; ICI）」は調査対象である 131 カ国の中で 9 位となり、前年から 4 ランク順位を上げ、初めてトップ 10 カ国入りした。

WEF が 2010 年 9 月に発表した「2010-2011 年国際競争力レポート（Global Competitiveness Report 2010-2011）」によると、台湾は「技術革新と成熟度」に関して 7 位となり、前年から 1 ランクアップした。その中で台湾の「人口 100 万人あたりの有効特許件数」指標は 287.1 ポイントという高得点を獲得し、3 年連続で世界一となった。ポイントは今後も上昇する傾向にあり、台湾が最も高い競争力をそなえる指標となっている（表 2 を参照）。

近年、台湾当局は技術革新の環境改善を継続し、技術革新力を強化し続けている。2010 年 5 月に可決された「産業イノベーション条例」でより良い技術革新環境を整備しているほか、2010 年 9 月に可決された「発明特許産業化推進プラン」で政府の個別支援計画のリソースを統合し、新たな商品や産業に技術革新の力をもたらしていく。今後は世界各国との技術革新競争に直面し、台湾も技術革新・研究開発の力を強化し続けて国家経済発展の原動力とし、ポスト金融危機時代における国家競争の優位性を維持し続ける必要がある。(2011.01)

表1 EBSのイノベーション能力指標 (ICI) ランキング

| | 2010-2011年 | 2009-2010年 |
|-----------|------------|------------|
| スウェーデン | 1 | 1 |
| スイス | 2 | 4 |
| シンガポール | 3 | 6 |
| フィンランド | 4 | 2 |
| 米国 | 5 | 3 |
| デンマーク | 6 | 11 |
| カナダ | 7 | 7 |
| オランダ | 8 | 5 |
| 台湾 | 9 | 13 |
| ルクセンブルグ | 10 | 11 |

資料出所：EBS「The Innovation for Development Report」

表2 WEF「人口100万人あたりの有効特許件数」指標の競争力評価

| | 2010-2011年 | | 2009-2010年 | | 2008-2009年 | |
|-----------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 世界順位 | 評価点数 | 世界順位 | 評価点数 | 世界順位 | 評価点数 |
| 台湾 | 1 | 287.1 | 1 | 279.3 | 1 | 270.4 |
| 日本 | 2 | 279.1 | 2 | 263.3 | 3 | 260.0 |
| 米国 | 3 | 261.7 | 3 | 250.9 | 2 | 261.7 |
| イスラエル | 4 | 195.0 | 4 | 166.6 | 5 | 158.1 |
| 韓国 | 5 | 181.4 | 5 | 156.0 | 7 | 130.9 |
| フィンランド | 6 | 163.0 | 6 | 155.5 | 4 | 160.4 |
| スイス | 7 | 158.9 | 7 | 148.3 | 6 | 141.8 |
| スウェーデン | 8 | 110.2 | 8 | 115.2 | 8 | 116.6 |
| ドイツ | 9 | 109.5 | 9 | 108.1 | 9 | 109.4 |
| カナダ | 10 | 108.8 | 10 | 102.2 | 10 | 100.9 |

資料出所：WEF「国際競争力レポート (Global Competitiveness Report)」

J110125Y8

13 BERIの2010年第3次「投資環境リスク評価報告」

台湾の投資環境はアジアで2位

米国のビジネス環境リスク評価会社 (BERI) が発表した2010年第3次 (12月分) 「投資環境リスク評価報告」によると、台湾の投資環境評価の総合点は71分で、主要国50カ国の中でシンガポール、スイス、ノルウェーに次ぐ世界4位となった。アジアでは2位となっている。

BERIは毎年4月、8月、12月の3回にわたり「投資環境リスク評価報告」を発表しており、台湾の順位は昨年4月に5位から4位と1ランクアップして以来4位を維持している。総合点は昨年8月に70ポイントから71ポイントへ上昇し、現在も維持している。

アジアの競合相手国と比較すると、台湾は6位の日本を上回り、15位の中国、19位の韓国にも大きな差をつけている。

報告によると、台湾の投資環境は今回の評価において「1Bレベル」、つまり「投資に適した地区」と位置づけられている。(2011.01)

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

特許法を論じる上での「分割出願」の概念—最高行政裁判所 89 年度判字第 2665 号判決も併論

壹、前言

「分割出願」を論じるには、まず特許法上の「一発明一出願」制度又は「発明単一性」に触れなければならない。World Intellectual Property Organization (WIPO) の特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) 略して「PCT」の Regulations の Rule13.1 の規定によれば、発明単一性の意味は単一発明というだけではなく、更に単一で一般的な発明概念による一組の発明を含む。更に、判断の客体は「発明」自体であり、「Claim」ではない。(Rule13.3 参照)

「一発明一出願」制度の規定については、現行特許法第 32 条「特許出願は、各発明ごとに
出願しなければならない。(第一項) 二以上の発明については、一の広義的な発明概念に属するものは、一の願書で特許出願をすることができる。(第二項)」となっており、修正前の特許法と比較すると、修正前の特許法第 31 条ではどのような条件下で、二以上の発明を併合して出願することができるかを規定しており、いっぽう現行特許法では「広義の発明概念」という用語だけで出願併合の問題を網羅している。「一発明」の定義については、現行特許法施行細則第 23 条に「本法第 32 条第二項で述べている一の広義的な発明概念とは、二以上の発明又は実用新案が、技術上相互に関連しているものを指す。(第一項) 前項技術上相互関連している発明又は実用新案には、一又は多数の同一又は相対応を含み、なお且つ先行技術に貢献する特定技術特徴を含む。(第二項)」と規定されている。

貳、特許法上の「分割出願」の概念分析

一、現行特許法及びその施行細則の規定

現行特許法 33 条では以下のように規定されている。「特許出願の発明が實質上二以上の発明であるときは、特許主務官庁の通知により、又は、出願人の申請によって、それぞれの出願に分割することができる。(第一項) 前項の分割出願は、元の出願の再審査の査定前に行わなければならない。分割出願を許可された時は、元の出願の日を出願日とする。優先権がある場合は、優先権を主張できる。審査は、元の出願について完成した部分より続行しなければならない。(第二項)」米国法と異なる点は、第 33 条が「特許出願範囲」ではなく、「発明」の個数を「分割出願」できるかどうかの判断基準にしていることである。

しかし、分割出願の審査規範については、現行特許法施行細則でも規定がない為、現行特許審査基準の規定を分析しなければならない。

二、現行特許審査基準の規定

(一) 特許

1. 実体規範

親案件と分割出願案件間、及び分割出願案件間の特許出願範囲は同一であってはならず、特許明細又は図式に記載された内容が同一であるかどうかとは無関係である。

(1.22 実体要件の (3) 参照) この外、「1.4 審査注意事項」の (8) 規定は以下のとおり。:「元出願案件明細書又は図式に記載されている特許が、特許出願範囲に記載されていない場合、直接分割出願することができる。当該特許を分割出願の特許明細及び特許出願範囲に記載すれば、先に明細書や図式を補充、修正して特許を元出願案件の特許出願範囲に入れてから再度分割出願する必要はない。」

2. 手続きの規範

親案件は修正案件手続きに基づき処理し、(1.2.2 実体要件の (4)) なお且つ分割出願案件は新出願案件として処理する。但し、もし「分割出願が審査を経て分割出願の実体要件に合致していないと認めた場合、当該分割出願について分割不許可の処分をする。出願人は下の出願案件から削除した内容について、補充、修正を行って元出願案件を分割前の状態に復元することができる。」(1.2.2 実体要件の (5))

参、最高行政裁判所 89 年度判字第 2665 号判決の分析

一、概要

原告は、1995年1月12日に、「シリカ沈殿調整の新規方法、新規のシリカ沈殿及びその強化エレスタに於ける用途」（以下、元出願と称する）を以って、被告（智慧財産局）に特許出願した。原告は1996年7月26日にその一部を個別に出願し、発明特許名称を「新規のシリカ沈殿及びその強化エレスタに於ける用途」とした。各出願案件（当時の特許法では「各別出願」と称する）は被告審査の結果、本案件の特許出願範囲に第一項の独立項及び第二項から第九項の従属項を含み、その中の第一項出願内容と元出願の出願範囲第十八項の出願内容の一部範囲が重複していて区別できず、なお且つ両出願案件従属項も類似していて、実質的には二つ以上の発明ではないので、修正前の特許法第32条により、分割を許可しなかった。原告はこれを不服として訴願、再訴願を提起し、棄却の決定を受けた。原告は再訴願決定を不服として、本件行政訴訟を提起したが、最高裁判所は原告の訴えを棄却した。

二、争点

本件と本文討論の関連争点は二つあり、一つは智慧局が「各別出願」を審査する際の手続きの問題、もう一つは係争特許出願範囲が同一の発明であるかどうかという点である。

三、主張と弁論

（一）争点一について

原告は以下のように主張した。「被告は1997年5月9日再審査審決書で元出願の特許を許可すると審決した後、1997年8月5日に原告に本分割出願の出願を不受理にするとの書簡を送付した！本分割出願は1996年7月26日に被告に出願したものであり、1997年8月5日になって分割出願不受理の通知を受けるまで、1年以上もあった。もし被告が手続きの問題により本分割出願を棄却したのなら、即ち親案の分割を不許可とするならば、被告の上記書簡の説明のように本分割出願の元出願の審決前に、まず本分割出願に対する処分をして元出願について「修正案件として処理」出来るようにするべきである。つまり、原告が「修正手続きに従い、当該子案の部分を回復させることは、職権濫用による違法な人民権益の侵害を構成しないはずである。」しかし、被告は安易な理由で元出願について審決し、元出願審決後に書簡で原告に本分割出願を不受理すると通知した。このような状況で、原告はどうやって意思表示の機会を得ることができようか？また、どうやって修正手続きに従い子案の部分を回復する機会を得ることができようか？被告のこのようなやり方は「職権濫用による違法な人民権益の侵害を構成する。」また、被告の上記書簡の中で、各別出願（即ち分割後の親案、子案）の処理方法と、被告の本案件及び元出願の処理方法を比較すると、被告の審査は明らかに不一致で無基準である。」

主務機関は以下のように主張した。「前述の「審査上の注意事項」第6項及び本局上記書簡の説明では、「元出願を修正案件として処理できる」と述べただけで、その前提は当然元出願がまだ審決されていない段階でなければならない。もし、原案が審決されたならば、修正案件として処理することはできず、「分割出願の元出願の審決前に、まず分割出願に対する処分をして、元出願について「修正案件として処理」できるようにする」との規定又は明示はない。ましてや、原告は既に分割出願と元出願が二つの発明であるとして自ら各別出願したのだから、即ちその行為により発生する法律効果を受け入れるべきである。その訴訟理由補充では、当局がまず手続き上、本分割出願を受理し、後日その後手続きを以って棄却したので、信用原則に違反するのみならず、深刻な法律違反をしている等と指摘した。しかし、この叱責は公平性を欠き、事実混乱の虞がある。分割出願の審査はそれが特許要件に合致しているだけでなく、分割要件も満たしていなければならない。しかしもし、審査を経て分割要件に合致していないと認めた場合、当該分割出願は不受理とすることができる。」

四、評論

（一）争点一について

本件の各別出願の出願日は元出願がまだ智慧局で処理されていた時期であり、修正前の特許法第32条の規定に依れば、各別出願が元出願を改変した状態ならば、「各別出願」と「元出願」は平行した「二つの独立した発明」ではない。もし智慧局が元出願に許可又は却下の審決をしていないときは、まず「各別出願」の手続きを執行し、後に再度特許出願審査を続行するべきである。

本件の裁判所判決はほとんど修正前特許法第 32 条の手続き上の意味を明確にしてい
ないので、各別出願を仮想化しており、更に二重特許権 (double patenting) の問題が発生
している。

(二) 法律規範の欠陥

以上の分析と討論から、分割 (又は各別) 出願制度の混乱原因について、本文は元出願
と分割出願の審査順序規定が不明確だからであると考えます。
本文で分析した事例では、分割出願制度の問題が親案と審査手続き上の関係にあるので、
上述をまとめて本文で法修正の提案を試みた。分割出願の修正は表三のとおりである。
この外、本文で修正を提案したが、分割出願の手続きが発生した際に、元出願審査手続き
の発展にも規範があつて、はじめて本文で挙げた例のような元出願の審査と分割出願の審
査が並行状態の手続きになるという矛盾を避けることができる。いわゆる審査手続きも特
許出願範囲を中心とし、即ち既に審査を通過した特許出願範囲は分割出願の成立により再
度特許性要件の審査手順に入ることはないのである。事実、智慧局の特許審査基準は、審
査官が出願範囲の請求項ごと個別に特許性要件を判断しなければならないと規定してい
るので、本文で提案した修正は特許出願範囲の項ごとの審査制度の設立に有益である。

五、結論

本文では関連法規並びに実際の裁判案件の討論をとおして、分割出願制度の問題を指摘し、更
には法修正の提案をしたので、立法の参考にしていただきたい。

表三

| 新修正特許法 | 本文提案の修正 |
|---|---|
| <p>第 33 条 特許出願の発明が実質上二以上の発明である ときは、特許主務官庁の通知により、又は、出 願人の申請によって、それぞれの出願に分割す ることができる。</p> <p>前項の分割出願は、元の出願の再審査の査定前 に行わなければならない。分割出願を許可され た時は、元の出願の日を出願日とする。優先権 がある場合は、優先権を主張できる。審査は、 元の出願について完成した部分より続行しな ければならない。(第二項)</p> | <p>第 33 条 特許出願の出願範囲が、実質上二組以上の互い に無関係な特許出願範囲である場合、特許主務 官庁の通知により、出願人は一組の特許出願範 囲を元出願の特許出願範囲として選択し、その 他組の出願範囲を以って、分割出願することが できる。</p> <p>分割した出願が出願人による自発的な出願で ある場合、特許主務官庁は分割出願を許可す べきである。</p> <p>前二項分割出願は元出願の再審査審決前に行 うべきである。分割出願を許可された時は、元 の出願の日を出願日とする。優先権がある場合 は、優先権を主張できる。審査は、元の出願に ついて完成した部分より続行しなげらばなら ない。</p> <p>特許主務官庁は出願人に、第一項の手続き後、 元出願の審査手続きの一時停止を通知し、出願 人の出願選択を受取った後、審査を続行すべ きである。分割後の子案は、当該組特許出願範 囲の元出願に於ける審査手続きを継続すべ きである。</p> <p>特許主務官庁は出願人の自発的な出願を受 取った後、元出願の審査手続きを一時停止し、 分割出願成立後、個別に親案と子案を審査し、 なお且つ審査する特許出願範囲も、その元出 願に於ける審査手続きを継続するべきである。</p> |

02 著作権関連

新台湾ドル5千萬元を請求されたが、5千元の賠償とした判決

1、基本資料

裁判番号：台湾板橋地方法院 97 年度重智字第 4 号民事判決

裁判期日：2008 年 10 月 30 日

裁判理由：侵害行為損害賠償

関連条項：著作権法第 3 条 1 項 11 号、第 88 条、第 89 条(2004.9.1)、刑法第 301 条(2003.6.25)

裁判要旨：

- (1) 著作権法でいう「改作」とは、翻訳、編曲、書換え、映画の撮影その他の方法により原作品について新たに創作をすることをいう」と著作権法第 3 条第 1 項第 11 号に明文が規定されている。いわゆる「その他の方法」とは、原作品の表現形態を変更したことにより、その内容を再現させる場合に限ることは当然である。例えば、原美術著作物の図形に対する増減が、即ち改作のその他の方法に属するものである。調べた結果、被告が作成した前記の「WIEGO、足細尾（台湾語、ちびを意味する）、瑋哥が自転車に乗っているイラスト（瑋哥之人形騎單車図像）」図形と、原告が著作権を有する「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」図形とは、人の形の図形及び「北」文字を結合した特徴が類似しているほか、被告は原告が著作権を有する前記の「WEIGO」英文字の第二、三アルファベットを入れ替えて、「WIEGO」としただけである。又、被告が作成した前記の「WIEGO」英文字の色は、原告の著作物である前記の「WEIGO」英文字の色とはともに青色である。
- (2) 前記の説明を踏まえて、被告が作成した前記の「WIEGO、足細尾（ちびの意）、瑋哥が自転車に乗っているイラスト」を検討したところ、著作権法第 3 条第 1 項第 11 号で規定された改作行為に該当し、且つ原告が有する系争「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」を改作したものである。
- (3) 被告が発表した「私の心因性健忘症」文章について、たとえその内容が原告をからかったものであるとしても、読者に原告本人が当該文章を書いたことを信用させようとしたのではないことから、言論自由の分野に属し、原告の名誉毀損に該当するとは当然認定され難い。

2、当事者

原告：甲〇〇

被告：乙〇〇

3、裁判内容

前記当事者間の不法行為に対する損害賠償事件につき、原告は刑事付帯民事訴訟を提起し、本院刑事法廷の決定により移送されて来たもので、次の通り判決する。

3-1 裁判主文

被告は、原告に新台湾ドル伍仟元及び 2007 年 12 月 6 日より起算して、返済日までの年利率百分の五で計上した利息を支払うべきである。

原告によるその他の訴えは棄却する。

訴訟費用は被告が千分の一を負担する。残りの部分は、原告が負担する。

本判决第一項について仮執行ができる。但し、被告が予め新台湾ドル伍仟元の担保金を供託した後、仮執行を免除することができる。

原告によるその他の仮執行の申し立ては棄却する。

3-2 事実摘要

- (1) 調べた結果、原告はその選挙出馬のスローガン、即ち「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」（以下 WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラストという）の著作権を有している。被告は 2005 年台北県第 15 回台北県長選挙期間中に、原告が「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」の著作財産権を有する図形著作物であり、原告及びその権利を有する者による許諾や同意を得ないで、無断で前記の著作物を改作してはならないことを明らかに知りながら、あえて 2005 年 9 月、10 月頃の某日、原告又はその許諾者による同意を得ないで、前記の「WEIGO、甲〇〇

が自転車に乗っているイラスト」著作物を無断で改作した図形（以下 WIEGO、足細尾、瑋哥が自転車に乗っているイラストという）を「無名小站股份有限公司」（以下無名小站という）の <http://www.wretch.cc/blog/wiego> にある「瑋哥ブログ」にアップロードしたことにより、無断で改作方法で、原告が著作財産権を有する前記の著作物を侵害するに至った。

- (2) 原告は、著作権法第 88 条第 2 項第 1 号に基づき、損害賠償を請求した。同条項によると、「民法第 216 条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を証明できないときは、その権利の行使により通常の場合からして予期できる利益から、侵害を受けた後に同一権利を行使して得た利益を差引いた差額をもってその受けた損害の額とすることができる」と規定されている。原告は、もともと係争選挙ロゴを周辺商品に印刷することで、有権者より関連選挙経費のやりくりをしようとしたが、今では、被告は無断でロゴを改作したことにより、もともと当該ロゴの印刷物を購入しようとした有権者でさえ、購入をやめたので、この部分の請求金額を NT\$2,000 万元と算定した。
- (3) 被告が無名小站というサイトで、ブログを構築し、不特定の多数人への展示に供したほか、ブログの内容が、原告の名誉毀損に関わる叙述でもって、原告の当選を阻む目的の他に、原告の名誉を毀損するに至った。それ故、原告の名誉毀損に関する部分については、原告の社会的地位及び受けた損害を酌量し、民法第 184 条第 1 項、第 195 条第 1 項に基づいて、被告に非財産上の損害賠償として NT\$500 万元を請求した。

3-3 判決理由

- (1) 原告は名誉毀損の賠償として、被告に NT\$500 万元を請求した部分について：
 - ① 原告は被告がその名誉を毀損したとの主張については、主に被告は次に掲げる内容の文章を瑋哥ブログにアップロードし、その内容に「資金調達が上手だが、返済しない」、「私の心因性健忘症」等の文章が含まれている。
 - ② 調べた結果、原告が、第三者である台湾中小企銀に対し返済の責任等を負うべきことは、いずれも客観的な事実であり、被告は原告が返済しなかったことをからかったが、事実無根でもない。

また、被告が発表した「私の心因性健忘症」文章について、たとえその内容が原告をからかったものであるとしても、読者に原告本人が当該文章を書いたことを信用させようとしたのではないことから、言論自由の分野に属し、原告の名誉毀損に該当するとは当然認定され難い。
- (2) 原告は被告が著作権法に違反したとして賠償金として NT\$2,000 万元を請求した部分の争点及び本院の判断について：
 - ① 被告は原告の著作財産権を侵害したか否かについて：
 - a. 著作権法でいう「改作」とは、翻訳、編曲、書換え、映画の撮影その他の方法により原作品について新たに創作をすることをいう」と著作権法第 3 条第 1 項第 11 号に明文が規定されている。いわゆる「その他の方法」とは、原作品の表現形態を変更したことにより、その内容を再現させる場合に限ることは当然である。例えば、原美術著作物の図形に対する増減が、即ち改作のその他の方法に属するものである。調べた結果、被告が作成した前記の「WIEGO、足細尾（台湾語、ちびを意味する）、瑋哥が自転車に乗っているイラスト（瑋哥之人形騎單車図像）」図形と、原告が著作権を有する「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」図形とは、人の形の図形及び「北」文字を結合した特徴が類似しているほか、被告は原告が著作権を有する前記の「WEIGO」英文字の第二、三アルファベットを入れ替えて、「WIEGO」としただけである。又、被告が作成した前記の「WIEGO」英文字の色は、原告の著作物である前記の「WEIGO」英文字の色とはともに青色である。
 - b. 前記の説明を踏まえて、被告が作成した前記の「WIEGO、足細尾（ちびの意）、瑋哥が自転車に乗っているイラスト」を検討したところ、著作権法第 3 条第 1 項第 11 号で規定された改作行為に該当し、且つ原告が有する系争「WEIGO、甲〇〇が自転車に乗っているイラスト」を改作したものである。
 - c. 被告は、原告の同意を得ることもなく、且つ合理的範囲内の使用もせず、前記の著作物を「WIEGO、足細尾、瑋哥が自転車に乗っているイラスト」として改作したほか、それをアップロードし、「瑋哥ブログ」サイトで公開し、不特定の多

数人への展示に供したことにより、不法に原告の著作財産権を侵害する故意があったことはいうまでもないので、著作権法第 88 条に基づき、原告に対して損害賠償の責任を負うべきである。

② 原告が被告に損害賠償として請求した NT\$2,000 万元及びそれにより発生する利息の部分について：

- a. 民法第 216 条に基づくと、「損害賠償は、法律に別段の規定があるか、又は契約に別段の定めがある場合を除いて債権者の受けた損害及び失った利益を補償することを限度とする」と規定されている。『失った利益』は、通常の場合、又は既定の計画、設備その他の特別の事由により、客観的な確定性があったときに、初めて称することができる。
- b. 原告は前記の著作権が被告により侵害されたことにより、損害を受けたこと及び予期できる利益が喪失したことを主張する以上、本件の被告により前記の著作権者が侵害されたことの受けた損害を立証しなければならない。また、失った利益について、原告もかつて選挙に出馬し、T シャツを販売して、選挙経費のやりくりをしたことがあると証明しなければならず、且つ合理的方法で以前にも T シャツの販売によってやりくりをした選挙経費を根拠にして、今回の T シャツの販売で得られた選挙経費が、被告に対し賠償を請求できる金額に達すると推計する。
- c. ところが、原告は審理の際に販売当初の関連製品販売数量の帳簿を提出しておらず、損害を受けたとの空言を主張したが、対外的に客観の事実があったこと、利益取得の可能性のあることの主張は認定され難い。原告は、被告が係争著作物を改作したことにより、関連製品の売上が下落し、NT\$2000 万元の損害を受けたとの主張は、明らかに事実無根である。
- d. 「損害賠償の訴えについて、当事者が損害を受けたことを証明し、客観的にその数額を証明できないとき、又は証明に明らかに重大な困難があるときは、裁判所は弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌して、経験法則及び論理法則に違反しない範囲内において、心証を得てその額を定めなければならない。

調べた結果、原告の著作財産権を有する前記ロゴの図形著作物について、被告が原告による許諾を得ないで、無断で原告が著作財産権を有する図形著作物を改作したことは、取引の慣習を酌量したうえ、支払うべき合理的なロイヤルティーに相当する利益を節約することができる。また、原告が係争著作権を取得した価格が NT\$5,000 元であることから、著作権者は、使用を許諾する時に、取得できる合理的なロイヤルティーの金額は NT\$5,000 元を査定する根拠とすべきである。更に本件の原告はその著作権が侵害されたことだけを証明し、客観的に損害を受けたその数額を証明できないばかりでなく、証明に重大な困難があることはすでに前述の通りである。本院は、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌して、且つ知的財産権者が係争著作財産権を取得した価格が NT\$5,000 元であることから、本件の損害賠償金額を NT\$5,000 元とすることを定めた。

03 公平取引法関連

公平取引法における事業者の定義及び潜在的競争概念について—最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決に対する簡単な評論

1、事実の概要

A 会社は、2000 年 8 月 4 日に行政院公平交易委員会（以下公平会という）に、米系会社 B が無断でその取引相手方に警告書を送付したことにより、その取引相手方に「楚留香传奇」等古龍の小説六冊の購入及び販売などの取引行為を差し止めさせたことが、公平取引法の関連規定に違反するとして告発した。公平会が調査した結果、B 会社が弁護士を通じて、2000 年頃に不当にも二回にわたり前記小説の著作権が侵害された旨の警告書を競争相手方の川下業者に送付したことが、明らかに取引秩序に影響するに足る不公正な行為であるとし、公平取引法第 24 条に違反するとして、同法第 41 条前段の規定に基づき、90 年 10 月 26 日（90）公処字第 171 号処分書をもって、B 会社に処分書送達後の翌日より、即時、取引秩序に影響するに足る不公正な行為の停止を命じたほか、新台幣 50 万元の過料に処した。B 会社は不服として、訴願を提起したが、棄却されたのですでに台北高等行政裁判所に行政訴訟を提起し

たところ、同院の 91 年訴字第 4859 号判決により訴願の決定及び原処分が共に破棄された。公平会が不服として、上訴を提起したところ、最高行政裁判所による 95 年判字第 2128 号判決でもって、「原判決を破棄し、台北高等行政裁判所に差し戻す」ことになった。その後、原審裁判所の 96 年訴更一字第 18 号判決により棄却されたので、B 会社が不服とし、本件の上訴を提起したが、最高行政裁判所の 97 年判字第 437 号判決により棄却され、確定した。

2、最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決について

B 会社が警告書を送付したことは、第三者に全面的に A 会社の出版物の購入差止めの効果をもたらし、すでに A 会社の出版業における地位に打撃を加える目的を果たした。また、B 会社は A 会社との間の図書出版契約書は、台湾台北地方裁判所の 88 年国貿字第 17 号民事判決により「B 会社と A 会社には、出版の法律関係がある」と確認されていて、B 会社は、前記判決の内容を知っているのに、なおも二度にわたり弁護士に A 会社の取引相手方への警告書の送付を依頼したことは、原判決で法により確定した事実である。B 会社が、前記の通り A 会社とその著作権を侵害した旨の警告書を送付した行為は、警告書案件処理原則第三点、第四点の規定に該当しないばかりでなく、裁判所による判決の内容と相違した陳述をし、積極的に情報を隠蔽したことにより、錯誤を引起させる欺瞞行為に該当することは明らかである。更に A 会社の取引相手方は、B 会社による前記警告書の送付行為に対して、訴訟沙汰にならないようにするために、A 会社が出版した武侠小说をすべて回収し、販売を停止したほか、在庫品をすべて返品したことなどから、すでにその取引相手方即ち A 会社に損害を来し、取引秩序に影響するに足りることは当然であり、B 会社の行為は、すでに公平交易法第 24 条に違反するものである。

原判決は、B 会社が公平交易法第 2 条第 4 号でいう「その他商品又は役務を提供して取引をする個人又は団体」に該当すること、及び B 会社と A 会社には潜在的競争関係があり、且つ同一の製造、販売段階に属していることなどに関して、すでにその理由を釈明し、その法律の適用は妥当を欠くものではない。

3、評論

3-1 本件の主な争点が二点ある。一つは、認可を経していない B 会社は、公平交易法第 2 条でいう「事業者」の定義に該当するか否か、もう一つは、B 会社は台湾において係争著作物の出版を A 会社に許諾したが、改めて自ら出版したり、第三者に出版の許諾をしたりしなかったことから、A 会社とは同一の製造販売段階における競争関係にあるか否か、である。

3-2 認可を経していない外国会社は、公平交易法第 2 条でいう事業者として、認められるか否か？

本件の B 会社は、アメリカのカリフォルニア州において登記した会社であり、対外的に会社の性質を有するが、台湾における政府機関の認可を経っていないので、会社法でいう外国会社ではないことから、公平交易法第 2 条第 1 号でいう事業者とは認められ難いものである。

前記の通り、認可を経していない外国会社は、公平交易法第 2 条第 1 号でいう事業者ではないが、台湾においてはどのような法的性質を有するものかについては、最高裁判所 50 年台上字第 1898 号判例に基づくと、「認可を経していない外国法人は、法人として認められないが、なお代表者又は管理者を設立する非法人団体と見なされる。…」となっている。この判例から、認可を経していない外国会社は、台湾の法律上では、法人として見なされないが、なお非法人団体の性質を有するものであると明確に見解が示されている。また、高等行政裁判所 96 年訴更一字第 18 号判決でも、「本件の B 会社は、非法人団体ではあるが、性質上、営利社団に属し、独立且つ自主的に取引の決定をすることができることから、市場においては有効な競争単位の主体であり、明らかに独立性を有している。そして、同社は、台湾において A 会社と締結した係争契約書は、著作権の使用許諾であり、一定の対価が支払われ、経済性を有するものである。更に係争契約書は性質上、著作権法第 37 条でいう著作権許諾契約であり、その取引の性質は、約定した存続期間内における継続的給付の提供に該当し、当該期間内に行った取引は、継続的な経済活動ではないとは言い難く、また継続性の要件をも満たしていることから、B 会社は、公平交易法第 2 条第 4 号でいう事業者には該当することは当然である。」とされた見解は、本件の最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決でも支持されていることから、原処分が維持されることになった。

本稿では、外国会社が、認可を経ているなくても、外国においてすでに「会社」の組織で発足し且つ登記され、取引に従事しているのであれば、この商業組織は本質上、独立性、経済性、継続性等の要件を満たしているため、改めて台湾「境内」における経済活動が前記の要件を有するか否かの事実を検討する必要はない。

3-3 本件の B 会社は、A 会社に台湾における係争著作物の出版を許諾したが、別に自ら出版したり、第三者に出版の許諾をしたりしなかったことから、A 会社とは同一の製造販売段階における競争関係があるか否かについては：

本件の当事者が、同一の製造販売段階における競争関係にあるか否かについては、公平交易法という「競争」の概念から判断されるべきである。同法第 4 条に基づく「本法において競争とは、二以上の事業者が市場において比較的有利な価格、数量、品質、役務又はその他の条件によって取引の機会を求める行為をいう」と規定されている。競争とは、既存事業者が相互に取引の機会を求める顕著な競争をいう他に、なお関連市場の活動に参加する可能性のある潜在的競争も含まれることは、競争法の基本原則である。従って、事業者は潜在的競争の可能性がある場合には、規制上、同一の製造販売段階における競争関係にあるものに含まれるので、市場における既存競争者とは限らない。それ故、本件の B 会社と A 会社とが締結した契約書は、著作権許諾であることから、出版図書契約第 3 条に基づく、B 会社には、当該著作物についてなお「自ら出版したり、第三者に出版を許諾したりする」権利を有することになり、たとえ、B 会社が、A 会社と同時に係争著作物を出版しなくても、なお、随時に「著作権の所有者」として係争著作物を出版できることから、関連市場において比較的有利な価格、数量、品質、役務又はその他の条件によって取引の機会を求めることができるので、A 会社とは同一の製造販売段階に該当すると認定されるべきである。本件の台北高等行政裁判所 96 年訴更一字第 18 号及び最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決では、当事者間で同一の製造、販売段階における競争関係に関する原処分認定を支持した見解を示したことは、賛成に値するものである。

4、結論

本件の終審である最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決の結果から、B 会社が公平交易法第 2 条第 4 号でいう「事業者」であると認定されているが、原審である高等行政裁判所による 96 年訴更一字第 18 号判決における理論上の誤解を指摘したこともない—即ち認可を経ない外国会社は、その組織の形態は本質上、独立性、経済性及び継続性などという同号の必要とする要件を満たさなければならず、しかもこれらの要件は我が国の「境内」における経済的取引活動を認定基準としないことである。それ故、本稿では、この部分に関する判決の結論は賛成に値するが、その論拠には、なお斟酌の余地がある。また、争点二の部分については、原処分での理由の論述が不十分であるが、そのロジックは競争法の基本原理に違反することもなく、前記の終審裁判所による判決では、原審及び原処分の見解を維持し、即ち B 会社は A 会社との間に確かに潜在的競争関係があり、しかも同一の製造販売段階に属するものと認定したこの法律事実を基礎とし、本案が公平交易法第 24 条の規定に関わるか否かについて実体の判定を行った判決の見解はなお適切である。



台灣國際專利法律事務所

事務所：
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所：
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2011 TIPLo, All Rights Reserved.